

入札結果表

- 1 入札件名 R5流域湛水減災対策事業 中折地地区浚渫工事
 2 工事等場所 筑後市大字 中折地 地内
 3 工事等種別 土木一式
 4 工事等概要 工事長L=330m
 浚渫工 V=176m³
 仮設工 一式
 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 6年 2月29日
 6 入札年月日 令和 5年11月 2日
 7 予定価格 5,874,000円 (入札書比較価格 5,340,000円)
 8 最低制限価格 5,185,400円 (入札書比較価格 4,714,000円)
 9 落札者名 (株) 共栄組
 10 落札金額 5,577,000円
 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

12 入札結果(入札経過)

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
1 (株) 共栄組	5,070,000			落札
2 (株) 尋木組	5,230,000			
3 (有) 佐藤組	5,230,000			
4 下川産業(株)	5,300,000			
5 田島土木工業(株)	5,300,000			
6 (株) むつみ工業	5,300,000			
7 (株) 佐藤建設	5,300,000			
8 (有) 角組	5,300,000			
9 (株) シーケン	5,300,000			
10 (有) 西田組	5,300,000			
11 (株) 下川土木	5,300,000			
12 (株) 丸欣	5,300,000			
13 (株) 堤建設	5,340,000			
14 池田建設(株)				辞退
15 (有) 秋山産業				辞退
16 安達建設(株)				辞退

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。
 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した額を記入すること。
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。

入札結果表

- 1 入札件名 R5流域湛水減災対策事業 中折地地区浚渫工事
- 2 工事等場所 筑後市大字 中折地 地内
- 3 工事等種別 土木一式
- 4 工事等概要 工事長L=330m
浚渫工 V=176m³
仮設工 一式
- 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 6年 2月29日
- 6 入札年月日 令和 5年11月 2日
- 7 予定価格 5,874,000円 (入札書比較価格 5,340,000円)
- 8 最低制限価格 5,185,400円 (入札書比較価格 4,714,000円)
- 9 落札者名 (株) 共栄組
- 10 落札金額 5,577,000円
- 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

12 入札結果（入札経過）

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
17 (株) 大藪組				辞退
18 (株) 五醍建設				辞退
19 -以下余白-				

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度（公告）入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
- 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記載すること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第1項（167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
- 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
- 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。
- 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%（1円未満切捨て）に相当する金額を加算した額を記入すること。
- 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
- 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。